

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに引下げ ～ 平均年間給与は△9.4万円 (△1.5%)

(月例給については、50歳台後半層を重点的に引下げ)

① 公務員給与が民間給与を上回るマイナス較差 (△0.19%) を解消するため、月例給の引下げ改定

－ 55歳を超える職員の俸給・俸給の特別調整額の支給額の一定率減額、俸給表の引下げ改定

② 期末・勤勉手当 (ボーナス) の引下げ (△0.2月分)

I 給与勧告の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 国家公務員の給与は、市場原理による決定が困難であることから、勧告に当たっては、労使交渉等によって経済・雇用情勢等を反映して決定される民間の給与に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約 11,100 民間事業所の約 45 万人の個人別給与を実地調査 (完了率 89.7%)

〈月例給〉 公務と民間の 4 月分給与を調査 (ベア中止、賃金カット等を実施した企業の状況も反映) し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較

○ 民間給与との較差 △757 円△0.19% [行政職俸給表(一)…現行給与 395,666 円 平均年齢 41.9 歳]

〔 俸給 △637 円 俸給の特別調整額 △51 円
はね返し分等 (注) △69 円 〕

(注) 地域手当など俸給の月額を算定基礎としている諸手当の額が減少することによる分

〈ボーナス〉 昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間の民間の支給実績 (支給割合) と公務の年間支給月数を比較

○ 民間の支給割合 3.97 月 (公務の支給月数 4.15 月)

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉 民間給与との較差 (マイナス) を解消するため、月例給を引下げ。50 歳台後半層の職員の給与水準是正のための措置及び俸給表の改定を併せて実施

(1) 55 歳を超える職員 (行政職俸給表 (一) 5 級以下の職員及びこれに相当する級の職員を除く) について、俸給及び俸給の特別調整額の支給額を一定率で減額 (△1.5%)

※ 医療職 (一) (人材確保のため)、指定職 (一官一給与のため) 等についてはこの措置は行わない

(2) さらに、中高年齢層について俸給表を引下げ改定

① 行政職俸給表 (一) (1) による解消分を除いた残りの公務と民間の給与差を解消するよう引下げ

(平均改定率△0.1%)。その際、中高年齢層 (40 歳台以上) が受ける俸給月額に限定して引下げ

② 指定職俸給表 行政職俸給表 (一) の公務と民間の給与較差率と同程度の引下げ (△0.2%)

③ その他の俸給表 行政職俸給表 (一) との均衡を考慮した引下げ (ただし、医療職俸給表(一)等は除外)

※ 給与構造改革の俸給水準引下げに伴う経過措置額についても、本年の俸給表の改定率等を踏まえて引下げ

※ 専門スタッフ職俸給表の級の新設については新たな職の整備に向けた政府の取組をみて別途勧告

(3) 委員、顧問、参与等の手当 指定職俸給表の改定状況等を踏まえ支給限度額を引下げ

(35,200 円→35,100 円)

〈期末・勤勉手当 (ボーナス)〉 民間の支給割合に見合うよう引下げ 4.15 月分→3.95 月分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6 月期	12 月期
22 年度 期末手当	1.25 月 (支給済み)	1.35 月 (現行 1.5 月)
勤勉手当	0.7 月 (支給済み)	0.65 月 (現行 0.7 月)
23 年度 期末手当	1.225 月	1.375 月
以降 勤勉手当	0.675 月	0.675 月

【実施時期等】 公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）

本年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を年間給与でみて解消するため、4月の給与に調整率（△0.28%）（注）を乗じて得た額に4月から実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、6月に支給された特別給の額に調整率を乗じて得た額の合計額に相当する額を、12月期の期末手当の額で減額調整（引下げ改定が行われる俸給月額又は経過措置額を受ける職員を対象）

（注）引下げ改定が行われる俸給月額又は経過措置額を受ける職員によって行政職俸給表（一）適用職員全体の民間給与との較差の総額を負担することとして求められる率

〈超過勤務手当〉 民間企業の実態を踏まえ、月60時間の超過勤務時間の積算の基礎に日曜日又はこれに相当する日の勤務の時間を含めることとし、平成23年度から実施

III 給与構造改革

- ・ 給与構造改革として当初予定していた施策の導入・実施が本年度で終了。地域間給与配分の見直し、勤務実績の給与への反映等について、今後も必要な見直し
- ・ 平成23年4月にかけて経過措置が解消されることに伴って生ずる制度改正原資を用いて、同年4月に若年・中堅層（43歳未満の職員）にこれまで抑制してきた昇給を1号俸回復
- ・ 地域別の民間給与との較差と全国の較差との率の差は約2.0ポイントで、昨年よりも0.6ポイント程度、改革前の約4.8ポイントと比べると2.8ポイント程度減少。地域間給与配分の見直しについては、今後の経過措置額の状況や地域手当の異動保障の支給状況、各地域の民間賃金の動向等を踏まえつつ、複数年の傾向をみていく必要を念頭に、最終的な検証
- ・ 定年延長の検討の中で、50歳台の給与の在り方について必要な見直しを検討

IV 高齢期の雇用問題 ～65歳定年制の実現に向けて～

1 公務における高齢期雇用の基本的な方向

本格的な高齢社会を迎える中、国家公務員制度改革基本法の趣旨を踏まえ、公的年金の支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年度から、定年を段階的に65歳まで延長することが適当

- ・ 民間企業には、法律上65歳までの雇用確保措置を義務付け。60歳定年到達者の多くが継続雇用され、非管理職層を中心に定年前と同様の職務に従事している実態
- ・ 60歳前半の職員についても職務給を基本とするが、定年延長を行う上では、職員の職務と責任を考慮しつつ、民間企業の雇用・所得の実情を踏まえ、60歳前と同じ仕事を行っている場合もその給与水準を相当程度引き下げて制度設計。あわせて、役職定年等の人材活用方策に取り組むとともに、短時間勤務等多様な働き方の選択を可能に
- ・ 総定員を増加させずポスト構成を維持すれば65歳定年制でも給与等の増加は抑制
- ・ 段階的な定年延長を行う中で、採用から退職に至る公務員人事管理全体の見直しが不可欠。また、早期退職を支援する措置、定員上の経過的な取扱い等について、政府全体として検討する必要

2 定年延長に向けた制度見直しの骨格

(1) 定年延長と60歳台の多様な働き方

- ・ 平成25年度から3年に1歳ずつ段階的に定年を引上げ
- ・ 高齢期の働き方に関する職員の意向を聴取する仕組みを導入
- ・ 一定範囲の管理職を対象とした役職定年制の導入
- ・ 定年前の短時間勤務制や人事交流の機会の拡充

(2) 定年延長に伴う給与制度の見直し

60歳前半の民間給与が、継続雇用制度を中心とした雇用形態の下で60歳前に比べて3割程度低くなっている実情等を踏まえ、職務と責任に応じた給与を基本としつつ、60歳前半の給与水準を相当程度引下げ。50歳台の給与の在り方についても必要な見直しを検討

(3) その他関連する措置

加齢に伴い就労が厳しくなる職種の取扱い、特例的な定年の取扱い等を検討

以上の骨格に基づき、関係各方面と幅広く意見交換を重ねながら更に検討を進め、本年中を目途に成案を得て具体的な立法措置のための意見の申出

公務員人事管理に関する報告の骨子

I 公務員の労働基本権問題の議論に向けて

労働基本権制約の見直しは、その目的を明確にし、便益・費用等を含め全体像を提示し、広く議論を尽くして、国民の理解の下に成案を固め、実施することが必要

1 公務における労働基本権問題の基本的枠組みと特徴

公務における労働基本権問題の検討は、公務特有の基本的枠組み(内閣と国家公務員は双方が国民に対し行政執行の責務を負うとともに、労使関係に立つという二つの側面を有する)と特徴(市場の抑制力が欠如している等民間と大きく相違)を十分踏まえて行う必要

2 自律的労使関係制度の在り方 ～基本権制約の程度等に応じたパターン

パターン1 協約締結権及び争議権を付与。予算等の制約は存在

パターン2 協約締結権を付与し争議権は認めない。この場合は代償措置(仲裁制度)が必要

パターン3 協約締結権及び争議権は認めずその代償措置として第三者機関の勧告制度を

設けるとともに、勤務条件決定の各過程における職員団体の参加の仕組みを新たに制度化

パターン4 職位、職務内容、職種等に応じてパターン1～3を適用

3 自律的労使関係制度の在り方を議論する際の論点

- ・ 国会の関与(法律・予算)と当事者能力の確保
- ・ 付与する職員の範囲
- ・ 労使交渉事項と協約事項の範囲
- ・ 給与水準の決定原則や考慮要素
- ・ 交渉当局の体制整備
- ・ 職員団体の代表性の確保

4 検討の進め方

基本的な議論を深めて見直しの基本的方向を定め、制度設計に向けて各論点を十分に詰めた上で、便益・費用を含む全体像を国民に示し理解を得て、広く議論を尽くして結論を得る必要

II 基本法に定める課題についての取組

1 採用試験の基本的な見直し

・ 優秀かつ多様な人材を確保するため、積極的な人材確保活動と併せ、専門職大学院の設置状況等を踏まえた採用試験の基本的な見直しが喫緊の課題

・ 意見公募手続(本年6月)を経て、新たな試験制度の全体像を提示

－ 現行のI種・II種・III種試験を廃止し、試験体系を再編

* 総合職試験：院卒者試験、大卒程度試験	* 専門職試験
* 一般職試験：大卒程度試験、高卒者試験等	* 経験者採用試験

・ 今後、各方面と調整を行いつつ、平成24年度の新試験実施に向け、周知徹底、所要の準備

2 時代の要請に応じた公務員の育成

・ 各役職段階で必要な研修の体系化と研修内容の充実

・ 若手職員を養成する新たな研修の実施や長期在外研究員制度において博士号を取得させるための方策を検討

3 官民人事交流等の推進

・ 退職管理方針を踏まえ、公務の公正を確保しつつ、審議官級の交流基準改正を近日中に予定

・ 公益法人等への職員派遣は、意義や妥当性の整理、法人選定等の内閣での対応を踏まえ検討

4 女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針の見直し等

各方面の意見聴取等を行いつつ、本年末までに指針を見直すなど、実効性のある取組を強化

III その他の課題についての取組

1 非常勤職員制度の改善

(1) 日々雇用の非常勤職員の任用・勤務形態の見直し

日々雇用の仕組みを廃止し、会計年度内の期間、臨時的に置かれる官職に就けるために任用される期間業務職員制度を設け、本年10月から実施

(2) 非常勤職員の育児休業等

育児休業等ができるよう育児休業法改正の意見の申出を行うほか、介護休暇制度の導入についても措置

2 超過勤務の縮減

府省ごとに在庁状況の把握及び必要な指導などの具体的な取組を政府全体として推進。各大臣のリーダーシップの下、政務三役等が自ら率先して超過勤務縮減に取り組むことが重要

3 適切な健康管理及び円滑な職場復帰の促進

- ・ 心の健康の問題による長期病休者について職場復帰前に試験的に出勤する仕組みを提示
- ・ 1回の病気休暇の上限期間の設定など病気休暇制度の見直し

2010 人事院勧告に関わる声明

1. 人事院は8月10日、月例給を平均757円・0.19%引き下げるとともに、一時金を1963年以来の低水準となる3.95月とする勧告を行った。月例給の引き下げは、当該年度に56歳以上となる行（一）6級以上の職員の俸給月額等に1.5%を乗じた額を減額した上で、残された較差分を埋めるために、俸給表の一部を平均0.1%マイナス改定するというもの。同時に、月60時間超の計算における法定休日（日曜日等）の算入と、2011年度における制度改正原資の取り扱いとして、来年4月に43歳未満の職員の給与を1号上位とする措置を勧告した。
2. 自治労・公務員連絡会は、2010人事院勧告に向け、月例給の水準維持と生活を守る一時金支給月数の確保を要求し、とくに50歳台後半層の月例給の一定率による削減については、提案の撤回を強く求めてきた。月例給、一時金ともに引き下げとなったことは、民間賃金実勢の反映とはいえ、公務員の生活に大きな影響を与える厳しいものであると同時に、地域の賃金相場と地域経済に悪影響を及ぼすことが懸念され、極めて不満である。50歳台後半層給与については、最終的に対象を縮小する結果にはなったものの、年齢を理由とした一定率による削減に人事院が固執したことは、職務給原則や能力実績主義など、この間人事院自身が主張してきたことと矛盾する。給与構造改革の検証や民間給与の詳細データなどの根拠を公務員連絡会に示さないまま勧告を強行したことに、強く抗議する。
3. 人事院は勧告にあわせて日々雇用職員制度を見直し、「期間業務職員制度」を導入する人事院規則等の改正を行った。同時に、非常勤職員に育児休業・介護休暇等を適用するための育児休業法改正の意見の申出を行ったが、この間強く求めてきた成果として評価したい。自治体の臨時・非常勤等職員への育児休業・介護休暇等の導入に向け、総務省対策、対人事委員会・自治体交渉等を強化するとともに、各自治体において国の任用・勤務形態の見直しを契機とした雇い止めが発生することのないよう、全力をあげる必要がある。
4. 報告では、段階的定年延長に向けて意見の申出を本年中に行うことを再確認したが、50歳台後半層の給与の更なる引き下げも言及されており、給与のあり方を含む制度の具体化に向けて、今後の公務員連絡会との十分な交渉・協議と合意をあらためて求める。また、昨年引き続き地域別官民較差が公表されたが、地域民間賃金準拠の政治的圧力が強くなることをさらに警戒しなければならない。
5. 今後は、政府による勧告の取り扱いと国会審議に焦点が移るが、衆参ねじれ国会という情勢の下、予断は許されない。50歳台後半層の給与の一定率削減反対と、総人件費削減のために人事院勧告を無視した給与削減を行わないことを柱に、公務員連絡会との交渉・協議・合意にもとづく法制化を求めていく。同時に、労使交渉による賃金・労働条件決定システムの早期実現を政府に対して強く働きかけていく。
6. 2010自治体確定闘争においては、引き続き月例給与の水準維持と一時金支給月数の確保を基本として、50歳台後半層の給与の一定率削減反対とあわせて、総務省、人事委員会、自治体交渉を強化する。さらに、労使関係制度の抜本的改革を念頭に、要求―交渉―妥結―協定・協約化のサイクルの確立に向け、自治労は全力をあげるものである。

2010年8月10日

全日本自治団体労働組合

声 明

(1) 人事院は、本日、2年連続で、月例給を757円、0.19%引き下げるとともに、一時金も0.2月引き下げることとし、50歳台後半層の給与を引き下げなどの本年の給与勧告・報告と育児休業法の改正に関する意見の申出を行った。

2010 人事院勧告期の取組みに当たってわれわれは、①生活を守る月例給与水準の維持②生活防衛に必要な一時金支給月数の確保③非常勤職員等の課題解決④定年延長方針の明確化、などを重点課題に設定し、3次の中央行動や全国統一行動を実施して、公共サービスキャンペーン、公務員制度改革の取組みとも連携した闘いを進めてきた。

(2) 本日の給与改定勧告が、昨年に続き、月例給の引下げに加えて、一時金をも大幅に引き下げるものとなったことについては、民間実勢や公務の事情を反映したものとはいえ、公務員の生活に大きな影響を与えるものであり、極めて不満な勧告だと言わざるを得ない。あわせて、この公務員給与の引下げが、地方や地場企業に波及し、内需の回復に悪影響を与えることを危惧するものである。

一方、50歳台後半層の職員給与を一律に1.5%引き下げる措置については、われわれは一貫して反対し、その撤回を求めて取り組んできた。人事院は、最終的にその適用範囲を行(一)6級相当級以上に限定したが、年齢を理由に引き下げることには変わりはなく、職務給や能力・実績主義という公務員給与の基本原則に反するものであり、このような措置は到底認められない。また、手続き的にも極めて拙速であり、十分納得を得る努力を放棄し、勧告を強行した人事院に対して強く抗議する。

高齢者雇用に関わって、雇用と年金の接続をはかるため、定年年齢を段階的に65歳に引き上げる意見の申出を本年中に行うことを再確認したことは、当然のことである。本年中の意見の申出に向けて、給与のあり方を含む個別の課題について、公務員連絡会との十分な交渉・協議と合意の上で成案を得るよう求める。

非常勤職員に育児休業・介護休暇等を適用するための育児休業法改正の意見の申出等は、われわれが一刻も早く実現するよう求めてきたもので評価できる。政府に対して早急な法改正を求めておきたい。

なお、人事院は勧告に合わせ、日々雇用の非常勤職員制度に代えて期間業務職員制度を導入する人事院規則等の改正を行った。われわれは、今後とも政府に対して、処遇の改善と雇用の安定を求めるとともに、より深刻な状況にある地方公務員の臨時・非常勤職員の実態を踏まえ、制度の抜本的改善に向けて取組みを強めることとする。

(3) 以上のように、本年の給与勧告は2年連続で月例給と一時金を引下げるものであり、公務員労働者にとって極めて厳しい勧告となった。

今後、衆参ねじれ国会という極めて不安定な政治情勢の下で、給与を始めとした公

務員を巡る課題が取り扱われることになり、予断を許さない情勢が継続することになる。公務員連絡会としては、政府に対し、50歳台後半層の給与引下げ措置を実施しないことを含め、勧告等の取扱いに当たって十分交渉・協議し、合意することを求めていくこととしたい。

また、労働基本権制約の下、総人件費削減のための、人事院勧告を無視した一方的給与引下げは断じて認められない。

さらに、これから本格化する独立行政法人、政府関係法人等の闘いにおいても統一闘争態勢を堅持した取組みを進めることとする。

(4) 本年の秋季闘争では、人事院勧告の取扱いはもとより、地域主権改革と国の出先機関改革、独立行政法人・政府関係公益法人改革、特別会計の見直し、そして来年度予算の編成など、公務員の雇用や労働条件を直接左右する重要な課題が山積している。

われわれは、民主党を中心とした政権との間において緊張と信頼に基づく労使関係を追求するとともに、雇用と労働条件を確保する立場で積極的な取組みを推進する決意である。そのためにも、労使交渉と協約で労働条件を決定する自律的労使関係の構築が必要である。

連合・公務労協に結集し、ILOの条約、勧告を満たした労働基本権の確立による労使関係制度の抜本的改革など公務員制度改革の実現をめざして全力で闘いを進めていくものである。また、公共サービス基本法の活用と、公共サービス基本条例制定運動を中心に、国民生活の安心と安全を確保する公共サービスの再構築に向けた取組みを進めていくこととする。

2010年8月10日

公務員労働組合連絡会

2010年8月10日

平成22年人事院勧告についての談話

日本労働組合総連合会
事務局長 南雲 弘行

1. 人事院は10日、政府と国会に対し、本年度の国家公務員の給与について勧告を行い、月例給は0.19%の引き下げ、一時金も同様に0.2ヶ月減とした。今回の勧告は、民間実勢を反映したものであるとはいえ、2年連続の引き下げであり、組合員の生活に与える影響は大きく、極めて不満なものである。また、この勧告は中小企業や地場企業の労働条件にも影響を与えることが予想され、内需拡大の必要性が指摘されているにもかかわらず、勤労者所得が低下し景気や地域経済をさらに停滞させていくことは必至である。勧告内容については、関係労働組合の意見を十分に踏まえ、雇用と生活の安定に結びつく結論を得るよう労使で協議を尽くすべきである。
2. 今回の勧告では、高齢者雇用に関わり、雇用と年金の接続をはかるため、定年を段階的に65歳まで引き上げることとしている。定年延長は、公務職員の能力の十分な活用の観点からも必要であるが、今後は、給与のあり方を含む諸課題について労使で十分に協議を行うことが必要である。また、65歳までの段階的定年延長が確実に実施されるために必要な法整備にあたって、政府は、関係労働組合と十分な協議を行うべきである。
3. 公務における非常勤職員の処遇に関しては、日々雇用の仕組みを廃止し、非常勤職員として会計年度内の期間任用される「期間業務職員制度」を本年10月から設けることになった。
非常勤職員に育児休業制度を適用するため、法改正に関する意見を出したことについては、正規労働者と非正規労働者の均等・均衡処遇を確保する観点からも評価できる。育児休業に限らず介護休業についても制度化をはかり、早急に必要な法整備を進めていくべきである。
4. 連合は、公務についても民間労働者と同様に、団体交渉による労働条件決定ができるようにすべきと主張してきた。政府も、第99回ILO総会において、細川厚生労働副大臣が、「労働基本権を付与する方向で検討を加速し、次期通常国会で関係法案を提出する努力をする」旨演説している。次期通常国会では、使用者機関の確立とILO勧告に沿う労働基本権の回復による公務員制度改革を実現し、良質な公共サービスを提供する体制を構築しなければならない。連合は、その実現に向け関係構成組織とともに、引き続き全力で取り組んでいく。

以上